

第 57 次南極地域観測隊の制限行為に関連する活動計画について

1. 概要

| | |
|---|-------|
| ○活動計画総数 | 87 計画 |
| ○制限行為に係る活動計画総数 | 37 計画 |
| ○制限行為数 | |
| 鉍物資源活動（法第 13 条） | 2 件 |
| 生きていない哺乳綱、鳥綱の個体の持込 （法第 14 条第 1 項） | 1 件 |
| ほ乳類・鳥類の捕獲、殺傷、卵の採取・損傷 （法第 14 条第 2 項第 1 号） | 0 件 |
| 生きている生物の持込（法第 14 条第 2 項第 2 号） | 1 件 |
| 動植物の生息・生育状態、生息環境への影響 （法第 14 条第 2 項第 3 号） | 1 件 |
| 廃棄物の処分と管理（法第 16 条） | 37 件 |
| PCB 等の持込（法第 18 条） | 0 件 |
| 特別保護地区への立入（法第 19 条） | 2 件 |
| 史跡記念物の補修など（法第 20 条） | 0 件 |

2. 主な制限行為

鉍物資源活動①

- 目的：トロール基地周辺山地地域での地形地質学的調査と表面露出年代測定用試料の採取
- 活動実施方法：岩石の採取等

700kg の岩石採取。宇宙線照射年代測定のために加速器質量分析計を用いた分析をおこなう。この目的のために、1 箇所につき約 3～5kg、約 80 箇所の岩石試料のサンプリングを予定している（合計約 350kg）。また、解析のための基礎データとして、岩盤、モレーン及び堆積層の記載と風化度調査のために、1 箇所につき約 2～5kg、約 100 箇所のサンプリングを予定している（合計約 300kg）。予備の 50kg を含め、最低限 700kg の岩石試料が必要。
- 確認要件に関する規定：法第 7 条第 1 項第 1 号
- 行為者：5 名
- 場所：ノルウェーのトロール基地（11° 13′ E74° 35′ S）周辺山地地域（観測隊本隊とは別動で、ケープタウンより空路で移動・輸送する。）

- 時 期：2015年12月1日～2016年2月29日のうち約2か月間
- 結果公表の予定：極地科学シンポジウム、「南極資料」等で発表予定

鉱物資源活動②

- 目 的：宗谷海岸露岩域での地形地質調査
- 活動実施方法：岩石の採取等

650kgの岩石採取。宇宙線照射年代測定のために加速器質量分析計を用いた分析をおこなう。また、古地磁気測定に使用する。この目的のために、1箇所につき約3～5kg、約60箇所の岩石試料のサンプリングを予定している（合計約300kg）。

また、解析のための基礎データとして、岩盤、モレーン、及び、堆積層の記載と風化度調査のために、1箇所につき約2～5kg、約100箇所のサンプリングを予定している（合計約300kg）。

予備の50kgを含め、最低限650kgの岩石試料が必要である。
- 確認要件に関する規定：法第7条第1項第1号
- 行為者：各4名
- 場 所：宗谷海岸各露岩域（ラングホブデ、スカーレン、テーレン、スカ
ルブスネス、西オングル島）
- 時 期：2015年12月20日～2016年2月10日
- 結果公表の予定：論文公表の予定

在来植物の除去又は損傷

- 目 的：昭和基地内水系および南極環境中にレジオネラ属菌が生息するか否かを調査する。（継続案件）
- 活動実施方法：藻類（カワノリ）の採取

地表の水たまりや小さな湖沼、雪解け水の流路、昭和基地からの排水路等に見られる藻類を含む試料を採取。1箇所からは5グラム以内とし、合計20カ所以内で採取する。採取にあたり、周辺に植生がある場合には踏みつぶすことがないように注意する。
- 確認要件に関する規定：法第7条第1項第2号に基づく施行規則第11条
- 行為者：3名
- 場 所：昭和基地周辺の東オングル島および基地周辺沿岸域
- 時 期：2015年12月中旬～2017年3月上旬

生きている生物の持込

- 目的：排水中の油脂分の低減、スカムの分解、悪臭の除去、排水管の詰まりを防止するため、グリーストラップおよび浄化槽内汚水油分分解用ビーエヌクリーンを使用する。（継続案件）
- 活動実施方法：BN菌による洗浄
管理棟ポンプ槽、第1第2居住棟汚物槽、汚水処理棟沈殿分離第2室へ定期的に投入する（合計200kg）。ほとんどは余剰汚泥と共に回収し焼却するが、一部は、処理水に混じって海洋へ排出される。
- 確認要件に関する規定：法第7条第1項第2号に基づく施行規則第11条
- 行為者：1名
- 場所：昭和基地
- 時期：2016年2月1日～2017年1月31日